

倉敷市立黒崎中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・どの学校でも、どの教室でもいじめ問題は起きうという認識をもちつつ、全教職員で生徒の自尊感情を高める取組を行っている。さらに強く取組を推進していくために、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、前年度の反省を基に、いじめを積極的に認知し、適切な早期対応ができるように職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教務主任・各学年主任も参画し、実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の研修会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 ・いじめの早期発見のために教育相談週間のアンケート項目にいじめを必ず入れるとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 〈重点となる取組〉
 ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業または講習会を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉 ・学校基本方針をPTA総会で説明する等、広くお知らせし、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年懇談会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。</p> <p>・青少年を育てる会の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見につとめる。</p> <p>・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための研修会を保護者懇談会等で実施する。</p> <p>・学校だよりや保健だより等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。</p>	<p>いじめ対策委員会 〈いじめ対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく年間計画の作成・実施の中核、発生したいじめ事案への対応。</p> <p>〈いじめ対策委員会の開催時期〉 ・校内では、月1回開催。緊急の場合は、その都度開催。外部委員を交えては1・3学期に開催。 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は 朝礼で伝達。</p> <p>〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉 ・校外：学校運営協議会のメンバー ・校内：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 全教職員で</p>	<p>〈連携機関名〉 ・県教育委員会・市教育委員会</p> <p>〈連携の内容〉 ・ネットパトロールによる監視。 ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣。 〈学校側の窓口〉 ・教頭</p> <p>〈連携機関名〉 ・玉島警察署</p> <p>〈連携の内容〉 ・防犯教室の実施 ・倉敷西部地区連絡協議会の開催 〈学校側の窓口〉 ・生徒指導主事</p>

学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、警察署から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点について研修を行う。</p> <p>(生徒会活動) ・校内人権週間中に、生徒会主催で、いじめについて生徒自らが企画する、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</p> <p>(居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、お互いに成果を賞賛することで、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。また、PBISの手法を取り入れた取組を行い、生徒の自尊感情を高める。</p> <p>(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するため、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握) ・生徒の実態を把握するためのアンケートを毎学期実施し、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>(相談体制の確立) ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>(情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・できる限りデータで残す。</p> <p>(家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>(いじめの認知) ・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、事実の確認を行い、積極的にいじめを認知し関係教職員に連絡する。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討) ・疑わしい案件が報告された場合、いじめへの組織的な対応を検討するため、早急にいじめ対策委員会を開催する。</p> <p>(いじめられた生徒の支援) ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対するの支援を行う。</p> <p>(いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、適切かつ毅然とした対処を行うと共に、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>